

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

住所又は居所		フリガナ 氏名	
--------	--	------------	--

1 所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	円
	その他の収入	②		
	小計 (① + ②)	③		
又は譲渡に必要経費 要した費用等	取得費 (取得価額)	④		
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小計 (④ から ⑥ までの計)	⑦		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※ 1) (△ を付けなくて書いてください。)		⑧		
差引金額 (③ - ⑦ - ⑧)		⑨		
特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※ 2) (⑨ 欄が赤字の場合は 0 と書いてください。)		⑩		
所得金額 (⑨ - ⑩) (一般株式等について赤字の場合は 0 と書いてください。) (上場株式等について赤字の場合は △ を付して書いてください。)		⑪		
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額 (※ 3)		⑫		
繰越控除後の所得金額 (※ 4) (⑪ - ⑫)		⑬		

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「市民税・県民税申告書の付表(上場株式等の譲渡損失明細書・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書)」も記載してください。

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得 等の金額)	源泉 税額	住民 税特別 徴収額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()	円	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()				
合計(上場株式等(特定口座))			表面①へ	表面④へ		申告書裏面 「株式譲渡所得割額」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の 銘柄	数量	譲渡先(金融商品 取引業者等)の 所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のた めの委託 手数料	取 年 月 日
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・		株(口、円)		円	円	円	・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
合計	一般株式等				表面①へ	表面④へ	表面⑤へ	
	上場株式等(一般口座)				表面①へ	表面④へ	表面⑤へ	